

令和 7 年 第 3 回臨時会

浪 江 町 議 会 会 議 録

令和 7 年 8 月 7 日 開会

令和 7 年 8 月 7 日 閉会

浪 江 町 議 会

令和7年第3回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（8月7日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第57号から議案第59号の一括上程、説明	5
議案第57号の質疑、討論、採決	10
議案第58号の質疑、討論、採決	10
議案第59号の質疑、討論、採決	14
閉会の宣告	15

浪江町告示第 1 0 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、令和 7 年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和 7 年 7 月 1 8 日

浪江町長 吉 田 栄 光

- 1 日 時 令和 7 年 8 月 7 日（木） 午前 9 時
- 2 場 所 浪江町議会議事堂
- 3 付議事件
 - （1）工事請負契約の変更について（沢目ため池環境保全整備工事（再対策））
 - （2）指定管理者の指定について（請戸川さけ放流施設）
 - （3）令和 7 年度浪江町一般会計補正予算（第 2 号）

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	横	字	史	年	君	2番	佐	藤	勝	伸	君
3番	鈴	木	幸	治	君	4番	山	本	幸一	郎	君
5番	紺	野		豊	君	6番	武	藤	晴	男	君
7番	紺	野	則	夫	君	8番	佐々	木		茂	君
9番	佐々	木	勇	治	君	10番	半	谷	正	夫	君
11番	松	田	孝	司	君	12番	平	本	佳	司	君

不応招議員（なし）

第 3 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和 7 年第 3 回浪江町議会臨時会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 7 年 8 月 7 日（木曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|-----|---|---|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 議案第 5 7 号 工事請負契約の変更について（沢目ため池
環境保全整備工事（再対策）） |
| 日程第 | 4 | 議案第 5 8 号 指定管理者の指定について（請戸川さけ放
流施設） |
| 日程第 | 5 | 議案第 5 9 号 令和 7 年度浪江町一般会計補正予算（第
2 号） |

出席議員（１２名）

1 番	横 字 史 年 君	2 番	佐 藤 勝 伸 君
3 番	鈴 木 幸 治 君	4 番	山 本 幸一郎 君
5 番	紺 野 豊 君	6 番	武 藤 晴 男 君
7 番	紺 野 則 夫 君	8 番	佐々木 茂 君
9 番	佐々木 勇 治 君	10 番	半 谷 正 夫 君
11 番	松 田 孝 司 君	12 番	平 本 佳 司 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉 田 長 栄 光 君	副 町 長 一 君	山 本 邦 一 君
副 町 長 祥 君	成 井 長 祥 君	総 務 課 長 兼 選挙管理委員会書記長 義 勝 君	戸 浪 義 勝 君
企 画 財 政 課 長 厚 志 君	吉 田 厚 志 君	産 業 振 興 課 長 文 崇 君	蒲 原 文 崇 君
農 林 水 産 課 長 兼 農業委員会事務局局長 大 浦 龍 爾 君	大 浦 龍 爾 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 夕 華 子 君	次 長 一 君	中 野 長 雄 一 君	今 野 長 雄 一 君
書 岡 本 記 ち り 君			

-
- 議長（山本幸一郎君） おはようございます。
会議前ではございますが、傍聴される方に申し上げます。
携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするよう
ようお願いいたします。
-

◎開会の宣告

- 議長（山本幸一郎君） ただいまの出席議員は11人であります。
定足数に達しておりますので、令和7年第3回浪江町議会臨時会
を開会します。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

- 議長（山本幸一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（山本幸一郎君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納の
とおりです。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山本幸一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、6番、武藤晴
男君、7番、紺野則夫君を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（山本幸一郎君） 日程第2、会期の決定を議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日限りにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日限りに決定しました。
-

◎議案第57号から議案第59号の一括上程、説明

- 議長（山本幸一郎君） お諮りします。日程第3、議案第57号 工事
請負契約の変更について（沢目ため池環境保全整備工事再対策））
から日程第5、議案第59号 令和7年度浪江町一般会計補正予算
（第2号）までを一括議題としたいと思います。ご異議ありません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第57号から日程第5、同意第59号までを一括議題とします。

日程第3、議案第57号 工事請負契約の変更について（沢目ため池環境保全整備工事（再対策））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） おはようございます。

議案第57号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、沢目ため池環境保全整備工事（再対策）について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は2億8,016万8,900円ですが、6,322万5,800円を減額し、2億1,694万3,100円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） それでは、議案書によりご説明申し上げます。

議案集3ページをお開きください。

1、契約の目的、沢目ため池環境保全整備工事再対策。

2、施工箇所、浪江町大字末森字沢目地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前2億8,016万8,900円、変更後が2億1,694万3,100円でございます。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字川添字中上ノ原120番地1、東北土木株式会社代表取締役鈴木仁根。

6、工期、令和6年6月12日から令和7年12月25日でございます。

次ページ、議案第57号資料1をご覧ください。

変更の理由でございます。

沢目第2ため池において、施工前調査の結果、対策範囲以外に放射性物質濃度が高い範囲を確認したため、対策面積を追加する。また、ため池の底樋より、池底が低い地形のため、流入水及び地下水が滞留し、水位低下が見込めないことから、強制排水対策としてポンプを増設し、仮排水工法を行った結果、ため池底質の乾燥が進んだため、土質改良剤の数量を減する。除去土処理法について、耐候性大型土のうの数量を施工実績により減するという内容でございます。

なお、内訳については、変更内容の表のとおりとなっております。

す。

次に、5 ページ、議案第57号資料2をお開きください。

こちら沢目第2ため池の平面図となります。

今回の工事の当初設計に当たり、根拠とした調査点の調査結果の数字は黒字で示してございます。一方、施工前調査として発注後に行った調査点と調査結果を赤字で示してございます。

その結果、基準より高い数値が対策範囲以外で確認されたことから、赤色で示したエリアのバックホー掘削56平米が追加となります。

また、強制排水対策として、2台のポンプを増設した箇所を赤字で示してございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第4、議案第58号 指定管理者の指定について（請戸川さけ放流施設）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第58号 請戸川さけ放流施設指定管理者の指定についてご説明をいたします。

本案は、浪江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき選定した候補者を、請戸川さけ放流施設指定管理者として規定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） それでは、議案書によりご説明いたします。

議案集6ページをお開きください。

1、管理を行わせる公の施設でございますが、名称が請戸川さけ放流施設、まずさけ孵化施設、続きまして、さけ孵化施設用ポンプ施設、続きまして、漁具倉庫、続きまして、さけ採捕施設でございます。位置については、記載のとおりでございます。

2、指定管理者についてですが、団体等の名称、泉田川漁業協同組合、代表者、代表理事組合長泉田重章、住所、浪江町大字北幾世橋字荒井前2番地の2。

3、指定の期間、令和7年8月20日から令和17年3月31日まででございます。

続きまして、次ページ、議案第58号資料1をご覧ください。

まず、1の指定管理者に管理を行わせる目的でございます。請戸川さけ放流施設は、地域の水産業の振興とさけ資源増大を図るとと

もに、さけ孵化等技術を次世代へ継承し、地域観光資源の開発及び情報発信していくことによる地域活性化を目的として設置した施設であり、さけ孵化、放流、採捕事業に必要な権利や知見等を有する団体に管理を行わせ、地域等の活力を積極的に活用することにより、その設置目的を効果的かつ効率的に達成させるため、指定管理による管理を行わせるものでございます。

続きまして、2の指定管理者の選定方法でございます。

請戸川さけ放流施設は、さけ採捕、孵化、稚魚飼育及び稚魚放流を行う施設でありまして、当該施設の性格、規模、機能等を考慮し、浪江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定による公募によらない指定管理者の候補者の選定を行い、審査委員会の審査を経て、泉田川漁業協同組合を指定管理候補者に選定させていただきました。

3の選定方法の詳細でございます。

まず、(1)募集の条件等の①指定管理料でございます。各施設の運営及び維持管理に関する経費は事業収入等をもって充てることとし、町からの指定管理料は支払わないものです。

②指名条件でございますが、浪江町内に事業所または活動の拠点の有する団体企業であること。続いて、請戸川本流及び支流の区域において、内水面共同漁業権を有していること。そして、さけの特別採捕の許可の取得実績を有することでございます。

(2)審査の概要です。

まず、審査委員会の構成ですが、委員長が副町長、委員といたしまして総務課長、企画財政課長、産業振興課長、農林水産課長、そして、有識者といたしまして、福島県水産資源研究所副所長に構成員になっていただきました。

②の1次審査でございます。令和7年7月4日に書類審査において審査を実施しました。結果、応募資格、条件を満たし、欠格事由等に該当しないことを確認しました。

次ページをご覧ください。

2次審査の内容でございます。令和7年7月22日に審査を実施しました。審査方法は、プレゼンテーション審査でございます。結果、提案があった事業計画等について審査を行いまして、指定管理候補者として選定基準を満たしていることを確認した次第でございます。

続きまして、次ページ、議案第58号資料2をご覧ください。

こちら指定管理をする請戸川さけ放流施設の孵化施設とポンプ施設の主なものでございます。

続きまして、次ページ、議案第58号資料3をご覧ください。

こちらは指定管理をする請戸川さけ放流施設の漁具倉庫でございます。

説明は以上となります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第5、議案第59号 令和7年度浪江町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第59号 令和7年度浪江町一般会計補正予算（第2号）についてご説明をします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ903万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を405億1,055万円とするものであります。

詳細については企画財政課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、事項別明細書によりご説明させていただきます。

議案集の17ページをご覧ください。

まず、歳入の主なものからご説明をさせていただきます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金790万7,000円の増につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、エネルギー価格高騰対策支援金の財源となるものでございます。

続きまして、款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金112万5,000円の増につきましては、財源不足の調整によるものとなっております。

18ページをご覧ください。

ここからは歳出のご説明となります。

款7商工費、項1商工費、目2商工振興費903万2,000円の増につきましては、主に節18負担金、補助及び交付金で、エネルギー価格をはじめとした物価高騰の影響を受けている事業者に対し、一律5万円の支援金を支給することにより、経費負担を軽減し、中小企業等の町内での事業継続を支援するものでございます。

同じく目6企業誘致促進費につきましては、資材価格等の高騰に対応するため、節12委託料から節14工事請負費に予算を組み替えるものでございます。

14ページにお戻りください。

第2表繰越明許費でございます。款7商工費、項1商工費、事業名産学官連携施設整備事業につきましては、5月に執行されました入札におきまして、電気設備工事及び機械設備工事が不落となり、設計内容の見直しなどに期間を要したことに伴い、年度内の施設完成が困難となったため、予算を繰越するものでございます。

最後に、19ページにつきましては、補正予算による基金の運用状況となっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで常任委員会開催のため10時まで休議いたします。

（午前 9時16分）

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午前10時00分）

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第3、議案第57号 工事請負契約の変更について（沢目ため池環境保全整備工事（再対策））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第57号 工事請負契約の変更について（沢目ため池環境保全整備工事（再対策））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第57号は原案どおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第4、議案第58号 指定管理者の指定について（請戸川さけ放流施設）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、紺野則夫君。

○7番（紺野則夫君） この指定管理者の中身で、7ページの募集の条件と指定管理料についてご質問いたします。

指定管理料は支払わない、支払うことなくして管理をお願いしたいというふうな中身になっておりますけれども、この事業収入についてなんですが、採捕については、まだ実施されていないような状況でございまして、当然放流事業があつて、放流事業が終わって、後4年後、5年後に回帰して、そのさけの売益収入が収入だというふうに私は理解しておるんですけれども、ところが、この四、五年について、収入は全く入ってこないような状況なんですね。したがって、その事業収入において、いわゆる管理指定料は支払わないというふうになっておるわけで、その四、五年の、いわゆる収入がないときのそういった管理について、町のほうではどういうふうな中身で、協議した中身で、払わないというふうなことになったのか、お尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） ご質問にお答えいたします。

指定管理料を払わない理由でございしますが、改めまして、先に再開している木戸川漁業協同組合においては、営業損害の賠償ということで、東京電力のほうから、一定の事業収入の補填がなされると伺っておりまして、そのあたり、今回の指定管理者についても、東京電力とお話をした中では、そちらについては、改めて木戸川と同じような取扱いになることが見込まれるというふうに伺っております。そういった中で、施設の管理運営及び事業実施に要する経費については、議員おただしのおり、さけの回帰があつて販売収入というものにつながっていくものと考えておるところなんですが、改めまして、一定程度の選定事業者の自己資金等を踏まえた中で運営していただくということで、今回指定管理料については支払わないと言うことで考えてございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありませんか。

8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） 8番、佐々木茂です。

プレゼンテーションがあつたと、こう書いてありますけれども、この地球温暖化と海水の温暖化によって、さけの回帰率というのは非常に絶望的な感じを私はしております。それで、指定管理者に指定されるとなれば、さけの回帰率とか、そういった採算性を度外視した事業ではできないわけで、そのために、プレゼンテーションの

とき、温暖化とか、それで、回帰率とか、そういうお話はしっかり出された上で了解したのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） ご質問にお答えいたします。

プレゼンテーションにおいては、やはり昨今の気候変動による海水温の上昇、翻って回帰率の低下というものも当然議論になりました。ただ、県の有識者の方の考えも踏まえた中では、回帰率については、黒潮の影響によるその20年の周期によって、よくなったり悪くなったりなんていうこともある中で、改めて、今は黒潮の蛇行が収まりつつあるというような考え方もあるということでございました。その上で、改めて採算性については、改めてその事業の提案の中でも、回帰率は震災前の0.4%で計算をしていた事業のシミュレーションを見せていただいたんですが、今後その回帰率が回復していくってということを見込んだ中で、10年以内には黒字に転じるという提案を受けまして、町としては、今回プレゼンテーションの中で事業者として選定をさせていただいたところでございます。

繰り返しになりますが。一応回帰率については、提案の中でも触れておりました。

以上、よろしくお願いします。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありませんか。

3番、鈴木幸治君。

○3番（鈴木幸治君） 先ほど、課長のほうから指定管理者に対する協定書に関しても説明がございました。そこで、町から見た指定管理者と、協定を結んだ場合の町としてのメリットというのを伺いたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） ご質問にお答えいたします。

町としてのメリットといたしましては、やはり従前権利関係を持って採捕活動していた、ノウハウのある団体に、改めて浪江町のさけ文化の復活というところあたりを託せることは大きなメリットだと思ってございます。

一方で、先ほど来ご質問いただいております、今後のさけの採捕事業に係る気象変動の予測の難しさというものがある中でも、やはりノウハウを持っているところに、今回選定できるというのはメリットだと考えてございます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（山本幸一郎君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 私から3番議員のご質問に対して、改めて答弁

をさせていただきます。

今、ご質問の中でも、環境変化に伴うこのさけ孵化事業についてご心配されることも、重々私も承知しておりますが、この復興事業の中で、我々本町においても、様々な歴史観から見ても、このさけの増殖事業というのは、非常に私は大事な位置づけをしているところがあります。

今回、今、こういう環境の中で様々な課題を抱える中で、第2期復興創生期が、今残り本年で終わるような状況の中で、このさけ増殖事業について、今後先人が築き上げてきたこの技術を継承していく、そういったものも非常に大事だろうと。これは内水面にかかわらず、海にとっても、漁師の方々にとっても、さけの孵化事業というのは続けていくべきであろうというような判断をしたところであります。様々な環境変化に伴った柔軟な対応が必要であります、このさけの増殖事業については、本事業について継承していきたいと、そんな強い思いであります。

また、環境変化に伴う内水面事業については、今後国の補助事業でハード整備をしているところでもありますから、国との協議が必要であろうかと思いますが、様々な内水面事業として、これら施設の活用について、今後拡大できないか、そういったことも協議をしながら続けてまいりたいと思っております。

したがって、メリットでありますけれども、本町において、先人がつくり上げてきたさけの増殖事業を継承していくという視点からは、大きなメリットがあると私は考えているところでもあります。

○議長（山本幸一郎君） 3番、鈴木幸治君。

○3番（鈴木幸治君） ただいま町長のほうからも、そのメリットについての部分の答えがございました。まさしくさけやな事業については、浪江町の一大観光事業だというふうに思っております。ただ、この難しい時期に、指定管理を指定して、その協定書を締結するというふうになったときに、その相手先が不利にならないような、その協定書の中身というものを十分に検討していただきたいというふうに思いますし、その協定書の中身の中には、やはり受けた側、相手先が、どうしてもその予算的にもやっていけないというようなときになったときに、辞退届というような項目が1項目入るかどうかをお尋ねいたします。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） ご質問にお答えいたします。

実際に仮協定ということで、既に先方と合意を得た中で締結をしている中には、今議員がおっしゃったことは入ってはございません。

ただ一方で、協定書に記載をしていなくても、町としては、今回のさけ孵化・放流事業については、しっかりと指定管理者のほうに伴走しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第58号 指定管理者の指定について（請戸川さけ放流施設）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第5、議案第59号 令和7年度浪江町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第59号 令和7年度浪江町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） 改めまして、先ほど3番議員からおただしいいただいた事業の継続が困難になった場合の措置というところでございますが、改めて仮協定の32条のほうに、管理業務の継続が

困難となった場合、またはそのおそれが生じた場合は、速やかにその旨を甲に申し入れなければならないといったこととか、不可抗力により管理業務の継続が困難となった場合、またはそれが生じた場合は、甲と乙が管理業務の継続について協議するものという情報も記載してございましたので、お詫びの上、発言を訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

以上です。

◎閉会の宣告

○議長（山本幸一郎君） 以上で本臨時会に付された事件は全て終了します。

これをもって、令和7年第3回浪江町議会臨時会を閉会します。
ご苦労さまでした。

（午前10時16分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 山 本 幸 一 郎

署 名 議 員 武 藤 晴 男

署 名 議 員 紺 野 則 夫